都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について (会長談話)

本日、地方分権改革推進本部は、第30次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、地方分権改革推進本部において取り扱うことを決定した。

内閣総理大臣を本部長とし、全ての大臣が参画する地方分権改革 推進本部において取組が進められることにより、都道府県から指定 都市への事務・権限及び税財源の一体的な移譲が迅速かつ確実に推 進されるものとして大いに期待している。

現在、各指定都市においては、事務・権限及び税財源の円滑な移譲に向けた検討、準備を進めており、地方分権改革推進本部においては、内閣総理大臣の強力なリーダーシップの下、真の分権型社会の実現に向けて、指定都市の意見を十分踏まえ、本日示されたスケジュール案に沿って、必要な法改正等を強力に進めていただくよう要望する。

平成 25 年 9 月 13 日指定都市市長会会長
矢田 立郎